

70歳以上の方の自己負担限度額

区 分		外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者 ※①		44,400円	80,100円 総医療費が267,000円 を超えた場合は超えた 分の1%を加算 ※④
一 般		12,000円	44,400円
住民税非課税	低所得者Ⅱ ※②	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ ※③		15,000円

- ※①70歳以上の国保加入者のうち、一人でも住民税課税所得が145万円以上の方が同じ世帯にいる方
- ※②世帯主（擬制世帯主も）を含む同一世帯の被保険者全員が、住民税非課税世帯で「低所得者Ⅰ」に該当しない方
- ※③世帯主（擬制世帯主も）を含む同一世帯の被保険者全員が住民税非課税世帯で、年金収入が80万円以下の方
- ※④過去12か月間に同じ世帯で、高額療養費の支給が4回以上となった場合の自己負担限度額は、44,400円になります。

70歳以上の方の高額療養費の計算

70歳以上の方は、70歳未満の方のように合算要件はなく、保険診療のすべての支払いが対象となります。（ただし、入院した時の食事代など、保険がきかない分は対象外となります）

病院の窓口で支払った医療費の自己負担額が1か月間で高額になった場合は、申請により限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。先月の「70歳未満」のケースに続いて、今月号は70歳以上の方の高額療養費について説明します。



問い合わせ

市民生活課

保険年金係

☎ 75-2159

りますのでご注意ください

多久市国民健康保険では、該当になった方に診療月の2か月後に通知しています。（2か月より遅れる場合もあります）ご不明な点はお問い合わせください。

国保被保険者で病院にかかった方の平成20年5月に医療費の状況を見てみました。ここでも早期治療で重症化を防ぐことの大切さがわかります



重症化すると、身体も医療費も大変です!

多久市国民健康保険加入者が、平成20年5月の1か月間に診療機関等で受診した医療費の状況を分析しました。4、573人分のレポート（診療または調剤の報酬明細書）を確認すると、このひと月分だけで医療費が総額1億3千万円にもなることがわかりました。診療機関にかかる原因となる病気で一番多いのは「生活習慣病」で、受診者全体の35・8%を占めています。

受診者数を入院、入院外で比較すると、入院者数は176人（3・8%）と少ないものの、入院にかかった医療費が全体の56・9%以上（7千7百万円）を占めています。このことから、入院患者が増えると医療費が増大することがわかりますが、もちろん患者自身の経済的負担も外来診療よりはるかに大きくなってしまいます。

また、入院となるといろいろな制約が加わり、退院後は今までの生活スタイルを変えざるをえなくなることも多いのも事実です。いろいろな病気の中で、生活習慣病は重症化するまで、ほとんどの場合は異常を自覚できません。

健診を受けることで今の身体の状態がわかり、日常生活で改善すべきことを知ることができ、早期発見で経済的・身体的に負担の少ない治療を受けることができるのです。

特定健診の結果で「医療機関で受診が必要」と判定された方々のところには、私たち健康増進係職員が各々訪問して、早期治療の必要性や大切さをお話し、医療機関での受診をお勧めしています。

早期に生活習慣を見直し、改善に取り組むことで、重症化を防ぐことができます。放置したままだと、発症後は大変な負担を背負っていかねばなりません。

特定健診・がん検診などで早期発見・早期治療に努め、自分の健康は自らすすんで守りましょう。

問い合わせ

福祉健康課 健康増進係

☎ 75-3355